

審査基準整理票

処 分 名	日影規制の例外許可		
根 拠 法 令 名	建築基準法	(条項) 第56条の2第1項	
基 準 法 令 名		(条項)	
所 管 部 署	都市計画部 建築指導課 指導係		
標 準 処 理 期 間	21日 (事前協議及び審査会諮問 に係る期間を除く)	法定処理期間	日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称 【建築基準法第56条の2第1項ただし書に基づく許可の大津市包括同意基準】 ・掲載図書等 【 】 ・内 容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 <p>[建築基準法第56条の2第1項ただし書きの規定に基づく許可] 建築基準法第56条の2第1項ただし書きの規定に基づく許可にあたっては、土地の状況等により周囲の住環境を害するおそれがないと認められ、建築審査会の同意が得られることを判断の基準とする。また、既存不適格建築物の存する敷地において、包括同意基準に適合するものについては、建築審査会から包括的に同意が得られたものとする。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。